

# ● 第 4 章 ●

## 分野別施策の推進

### 1 | 女性

#### (1) 現状と課題

1975年（昭和50年）の国際婦人年を契機として、5回にわたる世界女性会議における宣言や行動綱領の採択により、全世界的に女性問題への取り組みが進められてきました。

国においては、1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約<sup>\*</sup>」を批准するとともに、戸籍法や民法の一部改正、「男女雇用機会均等法」の制定等の法整備が進められ、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が成立しました。

また、男女の雇用機会の均等や職場での女性差別に関し、性別による差別の禁止を徹底し、男女の均等をより一層推進するため、2006年（平成18年）、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の大幅な改正がなされ、2007年（平成19年）に施行されました。

県では、2003年（平成15年）に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定し、当条例の県の男女共同参画社会づくりについての基本的考え方に沿って実践していくための行動計画として、2004年（平成16年）には、「岐阜県男女共同参画計画」（以下、「男女基本計画」という。）を策定しました。2009年（平成21年）には、当初の男女基本計画を継承しつつ、新たな課題への取り組みを反映させた「男女基本計画（第2次）」（計画期間：平成21年度～平成25年度）を策定しました。今後、「男女共同参画に関する県民意識調査」を実施し、その調査結果を2014年度（平成26年度）に改定予定である「男女基本計画」及び「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（以下「DV防止基本計画」という。）へ反映させ、取り組みを進めます。

男女基本計画において、「女性に対する暴力の根絶」を主要課題の一つとして取り組みを進めてきましたが、国において、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されたことから、県としても2006年（平成18年）に「DV防止基本計画」を策定し、男女基本計画と双方で計画的に施策を推進してきました。そして、各施策の検証結果を反映しつつ、これまでの実績を評価し、新たな課題に対応するため、2009年（平成21年）に新たな「DV防止基本計画（第2次）」を策定しました。

また、「配偶者暴力相談支援センター」の機能を、2002年（平成14年）に「女性相談センター」に、2006年（平成18年）に県振興局（事務所）福祉課に付与し、関係機関との連携のもとに女性に対する相談、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者の保護支援も実施していますが、「配偶者暴力相談支援センター」、市町村福祉担当窓口における配偶者からの暴力

の相談件数は、年々増加傾向にあります。DVは家庭内で行われることから、子どもの心の成長にも悪影響を及ぼすことや、配偶者からだけでなく交際相手からの暴力被害に対する相談もあるため、DV相談の窓口の周知・啓発を行い、被害者の早期発見・保護を促進するとともに、女性に対する暴力の根絶を図るため、普及啓発を充実する必要があります。

「人権に関する県民意識調査」（2012年（平成24年）7月実施。以下同じ。）の結果においては、「男女共同で家事・育児や介護などを担う社会の仕組みが十分整備されていないこと」、「性別による固定的な役割分担意識があること」などへの関心が高く、男女平等意識の高揚が望まれています。

## （2）施策の方向

女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」に向けた施策を総合的に推進します。

### 1) 人権尊重意識の確立と擁護

男女間の不平等感や、性別を理由とする差別や人権侵害は、男女共同参画社会の形成を阻害する要因と言えます。様々な機会や媒体を活用して、人権尊重意識の高揚を図るため、啓発活動や相談体制の充実を図ります。

### 2) 女性に対する暴力の根絶

潜在化しがちな女性に対するあらゆる暴力（DV、セクシュアル・ハラスメント\*、性犯罪、売買春等）を許さない社会環境づくりのため、各種啓発活動に努めます。また、女性に対する暴力の被害救済のため、相談窓口の周知等、各種広報活動を行います。

### 3) 男女平等意識の確立と性別役割分担意識の解消

未だ社会生活全般に根強く残っている「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識を解消するため、様々な機会や媒体の活用により、啓発活動を進めます。

### 4) 男女平等を基本とする教育・学習の充実

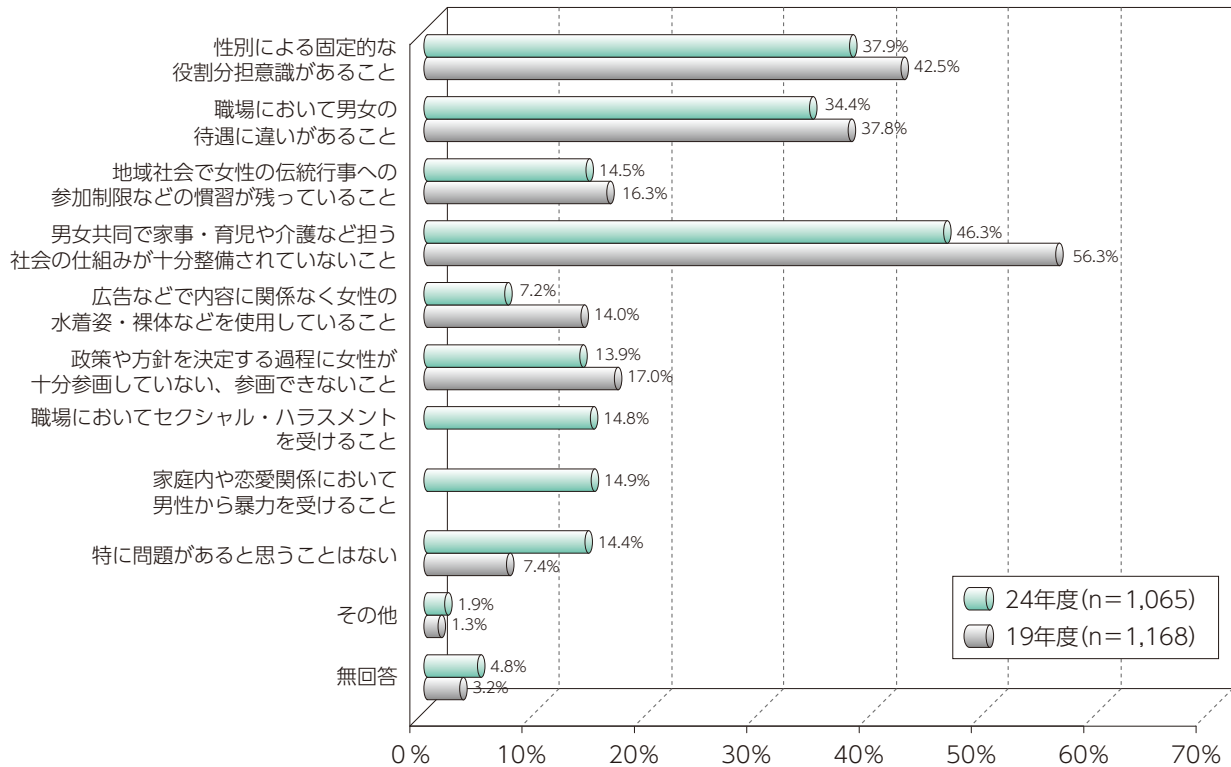
学校教育においては、幼児期から教育活動全体を通じて、性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、生命や個性の尊重を基盤とした男女平等、男女共同参画の見方や考え方を形成する教育の充実に努めます。

具体的には、安易に性別で区別したり、「男のくせに」「女のくせに」といった偏見や男女格差を生み出したりすることがないように努め、子どもたち一人ひとりがその能力を十分に発揮し、お互いを認め合い、共に生きることができる男女平等の考え方がいきわたった教育環境を整えることを大切にしていきます。

また、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間などでの取り組みを充実させ、男女共同参画に関する法律や指針等の趣旨や内容についての理解を深めるとともに様々な職業の社会的役割や意義を理解するなど、望ましい勤労観・職業観を育むことに努めます。

## ■ 女性の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 女性の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



## ■ 女性の人権を尊重していくために必要なこと

Q 女性の人権を尊重していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。

